

庁議（令和6年10月22日）結果について

- 1 開催日 令和6年10月22日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 土木部長、環境部長、広報課長、職員課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

- (1) ロゴマーク決定に伴う第2次平塚市シティプロモーション指針の一部改訂（案）について

概要	平塚市新スローガン「あったかひらつか」のロゴマークが決定したため、第2次平塚市シティプロモーション指針に追加する。
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市職員育成基本方針の改定について

概要	<p>人口減少や新たな感染症のまん延、デジタル社会の進展等による社会情勢の急激な変化により、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>こうしたことから、国においても、令和5年12月22日に「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、地方公共団体に対して人材の育成・確保の取組の推進を求めている。</p> <p>地方公共団体を取り巻く環境が変化する中、限られた資源で山積する課題に対応し、「市民が幸せに暮らすまち」を実現するためには、職員一人一人の能力を最大限に引き出すことが必要である。このことから、「平塚市職員育成基本方針」を改定する。</p> <p>なお、改定後の基本方針は、職員育成のみならず、人材確保や職場環境の整備、適正な配置・処遇等、人事管理全般にわたる理念や方向性を示すことから、「平塚市人材戦略基本方針」と名称を改め、本方針に基づき各人事施策を推進していく。</p>
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、12月議会に上程、可決とともに公布し、約3か月間の周知期間を設けた後、令和7年4月1日から施行したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理手数料等の額の改定 <p>一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について、次の事項を踏まえ、条例の一部改正に伴う新旧対照表（案）のとおり改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度の改定から5年が経過し、本市の「使用料、手数料の算定基準」における「3年に1度見直しを行う」に該当。 2. 平塚市廃棄物対策審議会からの答申。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の理由 吉際地区の下水道整備事業に伴い、下水道事業分担金を徴収するため、条例を改正するもの。</p> <p>2 改正の内容 別表に、第8期事業として「吉際の一部」を加え、基本負担金は、受益地1平方メートル当たり393円とし、増負担金は、設定しない。</p> <p>3 施行日 令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

以 上